

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる 唯一の書 論点体系シリーズ!

金商法の膨大な体系を整理し、実務上の論点を提示!
判例に加え、解釈指針・考え方を過不足なく解説!

論点体系 金融商品 取引法

全2巻

編著

黒沼悦郎 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

太田 洋 (弁護士・東京大学大学院法学政治学研究科教授)

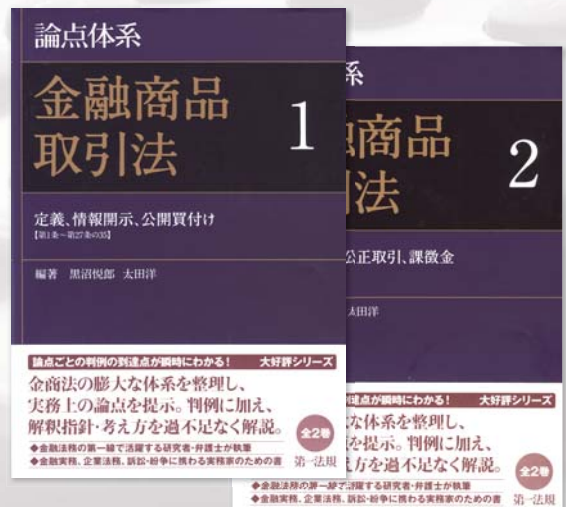
A5判/上製 第1巻 本体4,800円+税・第2巻 本体5,400円+税

- ◆金融法務の第一線で活躍する研究者・弁護士が執筆
- ◆金融法務、企業法務、訴訟・紛争に携わる実務家のための書

論点体系 金融商品取引法 全2巻

第1巻 定義、情報開示、公開買付け【第1条～第27条の35】

第2巻 業者規制、不公正取引、課徴金【第28条～第227条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

◆ 条文の概要を簡潔に解説しています。

◆ 第158条

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第158条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等（有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。第168条第1項、第173条第1項及び第197条第2項において同じ。）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

【条文の概要】

本条は、何人に対しても、有価証券の取引等のため、又は相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、暴行を行い、又は脅迫をする行為を禁止する。金融商品市場における公正な取引を確保するとともに、違法行為の相手方となった投資者の保護を図るための規定である。本条違反の行為に対しては罰則が適用され（197条1項1号、2項）、また課徴金も課せられる（173条）。金融商品の取引に関する詐欺は多種・多様であり、新たな詐欺手段が次から次へと現れるので、あらかじめ明確な構成要件を定めて禁止規定を置くことが難しい。金商法では、そのような詐欺行為を処罰するために一般的な詐欺禁止規定として157条を置いているが、実際には157条は用いられておらず、代わって本条が一般的な詐欺禁止規定として機能している。

…… 論 点 ……

- 1 風説の流布
- 2 偽計
- 3 目的要件

◆ 論点を網羅的・体系的に整理しています。

論点 ① 風説の流布

本条が流布を禁止する「風説」とは、合理的な根拠を有しない事実をい、虚偽であることを要すると解する説（神山敏夫「株価操作（相場操縦）罪及び相場変動目的の風説流布罪についての考察」判例時報1635号（1998年）21頁）もあるが、虚偽であることを要しないと解するのが通説（平野龍一・佐々木史朗・藤永幸治編

ある（証券取引法研究会「第9章 罰則（3）」インベストメント32巻2号（1979年）〔川又良也報告〕63頁、関哲夫「判批」判例タイムズ971号（1998年）98頁、黒沼悦郎「判批」旬刊商事法務1557号（2000年）25頁）。通説によれば、行為時に行為者が合理的な根拠なく公表した事実がたまたま客観的事実に合致していても、「風説」に該当する。

風説は、普通は出所不明の噂の類をいうが、発行者の代表者による記者会見や決算発表の内容が虚偽又は合理的な根拠のないものであった場合も風説に当たると解する（東京地判平成19-3-16判タ1287号（28015110）、東京地判平成14-11-8判時1828号142頁（28085204））。また、公開買付けを行う意思がないのに、公開買付けを行う意思を表明したことが虚偽の事実であり風説に当たるとされた例がある（東京地判平成14-11-8判時1828号142頁（28085204））。

風説を「流布する」とは、不特定又は多数の者に伝達することをいうが、行為者が直接に不特定又は多数の者に告知することは必要でなく、特定・少数の者に伝達したが、それが不特定又は多数の者に伝達される可能性があり、行為者がその点を認識していた場合には「流布」に当たると解されている（岡・前掲99頁、伊藤栄樹・小野慶二・莊子邦雄『注釈特別刑法（5-1）』立花書房（1986年）〔馬場義宣〕267頁、岸田監修・注釈3〔久保田安彦〕12頁）。裁判例では、記者会見の予告のために証券取引所の記者クラブの幹事社に宛ててファクシミリを送信する行為が、不特定多数の者に伝達され得る状態に置いたものと判断された例がある（前掲平成14年東京地判）。

◆ 事例

(1) 日本証券業協会に証券を登録していたA社は、その発行する転換社債の繰上償

したこと、国立ロシア医科大学とエイズワクチンの臨床試験及び共同研究を行うことについて正式に調印したこと、及びロシアでの臨床試験は平成4年10月から開始すること等を内容とする記者会見を行った。裁判所は、これらの公表内容は、将来実現するかも知れないことを既に実現したと公表している点で明らかに虚偽であり、Yは転換社債の株式への転換が進むようA社の株価を高騰することを意図していたと認められるから、Yは有価証券の相場の変動を図る目的で風説を流布したとして、Yを有罪とした（東京地判平成8-3-22判タ912号264頁〔28015110〕）。

(2) A社株の買集めを行っていたYは、他の3名と共に、A社株について公開買付けを行う意思がないのに、記者会見を開いて公開買付けを発表する旨を記載したファクシミリを証券取引所の記者クラブの幹事社のうち1社に宛てて送信した。もっとも、当該記者会見は開催されなかった。裁判所は、Yの行為が、A社株を買集めるに当たり信用取引の委託保証金代用証券として証券会社に差し入れていたA社株の担保価値を増加させ、こ

◆ 事例として、論点における具体的な判例や事例（課徴金納付命令など）をピックアップしています。

論点 ② 偽計

「偽計を用いる」とは、人を錯誤に陥れるような手段を用いることをいう（平野龍一・佐々木史朗・藤永幸治編『注釈特別刑法補巻(2)』青林書院（1996年）〔土持敏裕・榎原一夫〕115頁）。これに加えて、人の不知を利用する手段も偽計に含まれるとする見解もある（伊藤栄樹・小野慶二・莊子邦雄『注釈特別刑法（5-1）』立花書房（1986年）〔馬場義宣〕267頁）。相手方に虚偽の情報を告げることは偽計に当たる。風説の流布とは異なり、不特定又は多数の者に当該情報が伝達され得ることは偽計の要件ではない。したがって、相手方に有価証券を取得させ、又は相手方から有価証券を買取るために、有価証券の価値に関する虚偽の情報を相手方に提供する行為は偽計に当たる。虚偽の説明により投資家に債券を売り

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 論点金商法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

独占禁止法（全1巻）／ 保険法（全2巻）／ 判例労働法（全4巻）
 判例民法（第2版）（全10巻）／ 会社法（全6巻＋補巻）／ 判例憲法（全3巻）

好評発売中!